

短期レンタル及びシェアレンタル利用規約

Crush Box シリーズ電子記録メディア破壊機及び NITTOH-HORUKAMU (以下「物理破壊装置等」と称します) の短期レンタル及びシェアレンタルサービスに関わる規約をここに定めます。

ご利用になられる際は、本規約を遵守してください。

本規約をお守り頂けない場合、次回からのご利用をお断りさせていただく場合がございます。

予めこの規約をよくお読みいただき、ご理解ご了承のほど願ひ申し上げます。

(利用規約)

当物理破壊装置は、お客様に保管された情報記録媒体及び、お客様先から撤去する情報処理装置等に内蔵された情報記録媒体に登録されているデータの消去を目的として利用することを原則(注1)といたします。

この短期レンタル及びシェアレンタルサービスは、PL法の順守から Crush Box サービスリセラー認定者によるサービスです。(注1)費用は短期レンタル価格表(基本料金+数量加算料金)に従い見積もりした上で、レンタル完了月の月末までにご請求いたします。

物理破壊装置添付の Crush Box サービスリセラー規約(注2)、及び取扱説明書をご確認いただき、対象外の媒体への物理破壊作業や、取扱説明書に準拠しないご利用は固くお断りいたします。

(注1. 2: NITTOH-HORUKAMU web サイト参照)

(ご利用期間)

利用期間は事前にお申込みいただいた期間内でのご利用を厳守してください。

利用期間満了前に弊社から引き取り連絡を行いますので、利用期間の延長を希望される場合は、その際にお申し出ください。その場合は、延長期間に応じた延長料金をご請求させていただきます。

ただし、次の利用者に支障が発生する場合など、延長をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

(物理破壊装置等の搬入)

物理破壊装置の搬入にあたり重量物はエレベーター等や持参する台車等を使用させていただくことがありますので、事前に確認させていただきます。また、引き渡しの際に物理破壊装置(及び添付品)の確認と取扱説明をさせていただきますので、ご確認をお願いいたします。

(物理破壊装置等の利用)

物理破壊装置は利用目的に合った使用をしていただき、以下に従った作業をお願いいたします。

- ・物理破壊装置内部には刃物等が内蔵されている製品や、重量が30Kgを超える重量物がありますので、事前に取扱説明書をご確認いただき、お取り扱いには十分ご注意ください。

なお、取扱説明書に準拠せずに発生した作業中の事故、怪我などのトラブルに関して当社は一切責任を負いかねますので、安全面に気を付けていただきますようお願いいたします。

- ・物理破壊機ご使用後は、内部に残った金属片等を含め回収しお片付けてください。

終了後に確認させていただきます。

- ・物理破壊後の HDD 等の成果物は産業廃棄物としてお客様で処理するか、法令に準拠した有価物寄贈返礼品と相殺し回収することも可能ですので予めご相談ください。(＊シェアレンタル)

(安全管理)

- ・物理破壊装置利用期間中は、お客様側の責任のもとで防犯等の安全管理を行ってください。また、物理破壊作業には利用者及び利用責任者を決め、必ず安全配慮義務の順守をお願いいたします。

(利用時の注意事項)

お客様は、第三者に使用させたり、譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をしてはいけません。

また、物理破壊装置を改造、改装することを禁止いたします。

お客様がこの契約に違反された場合には、特段の通知、勧告なしでこの契約を解除することができるものとし、これにより当社に被害が発生した場合は、その損害を全額賠償請求するものとします。

利用申込受付後、または、利用途中においても、次の場合には当社の判断で申込の取り消しや利用停止の処置をとる場合があります。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、当方は一切の責任を負いません。

- ① 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合。
- ② 利用申込書の記入内容に、偽りがあると認められた場合。
- ③ 取扱説明書によらない作業による人身事故、物理破壊装置等を破損・汚損・紛失した場合。
- ④ 当方からの注意に従わず、また本規約に違反すると判断した場合。
- ⑤ 物理破壊装置は製品により重量物 (12KG~73Kg) がありますので、横転、落下等による人身事故や二次的被害になるおそれがある場合。
- ⑥ その他、物理破壊装置の管理運営上、支障があると判断する場合。

(返却時の確認)

- ・利用終了後は物理破壊装置内部に作業後の媒体が残留していないか確認をお願いします。
- ・貸出前の添付品（消耗品を除く）は全て返却ください。添付品内訳については物理破壊装置引き取りの際に確認させていただきます。
- ・物理破壊装置を事情により宅配便等で返却する場合は、緩衝材を入れ搬送に耐える梱包をお願いいたします。破損等が著しい場合は修理代金に相当する費用をご請求させていただくことがありますのでご注意願います。

(免責及び損害賠償)

- ・物理破壊装置利用中に作業対象であるお客様保管の情報記録媒体及び、お客様先から撤収予定の情報記録装置等の盗難、破損事故については、その原因の如何なるを問わず弊社は一切の責任を負いません。
また、お客様が物理破壊装置を使用されるにあたり、お客様の不注意によって生じた損害についても同様とします。
- ・自然災害・関係各省庁からの指導、その他当方の責に帰さない事由により物理破壊装置の利用を中止する場合、その損害については一切の責任を負いません。
- ・物理破壊装置（及び添付品）等を破損・汚損、紛失させた場合には、速やかに申し出てください。それらの原因がお客様の取り扱い又は管理に起因する場合、その損害について修理相当額をご請求させていただきます。
- ・物理破壊装置を使用していてもお客様のご使用目的を達成できない場合はご連絡いただければ、内容により代替装置を手配いたします。
- ・お客様との間に、この契約に関して紛争が生じた場合には、第一審の管轄裁判所は弊社が管轄する地方裁判所といたします。

以上